

令和8年5月

お客さま各位

茨城県信用組合

## 手形・小切手の最終振出期限の設定 および 他金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付終了について

平素は、茨城県信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、政府が2026年度末（令和8年度末）までの「約束手形の利用廃止」および「小切手の全面的な電子化」の方針を示していることを受けて、以下の対応を実施することといたしましたので、お知らせいたします。

記

### 仕入代金等の支払手段として、手形・小切手を利用しているお客さま

#### 1. 手形・小切手の最終振出期限の設定

手形・小切手の最終振出期限	令和8年9月30日（水）
---------------	--------------

- ・ 手形・小切手の最終振出期限を令和8年9月30日（水）といたします。
- ・ 最終振出期限より後に振り出された手形・小切手は、当座勘定からの支払いができなくなります。

### 売上金等の受取手段として、手形・小切手を利用しているお客さま

#### 2. 他金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付終了

他金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付終了日	令和8年9月30日（水）
---------------------------------	--------------

- ・ 令和8年9月30日（水）をもって、他金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付を終了します。
- ・ 令和8年10月以降に、手形・小切手を受け取った場合は、振出金融機関や振出人等に決済方法を相談する必要があります。

手形・小切手の電子化に向けた対応が遅れますと、お客さまの資金決済に支障が生じる恐れがございます。

当組合では、手形・小切手に代わる電子的な決済手段として、インターネットバンキングでのお振込みや電子記録債権「でんさい」をご用意しておりますので、ぜひ、この機会にご利用についてご検討いただき、お早めにお切替えいただきますよう、お願い申し上げます。

以上